

上田市

障がい福祉制度のしおり



○上田市役所 福祉部障がい者支援課

上田市大手一丁目11番16号

☎ 0268-23-5158 FAX 0268-24-9423

○丸子地域自治センター 市民サービス課

上田市上丸子1612番地

☎ 0268-42-1118 FAX 0268-42-1121

○真田地域自治センター 市民サービス課

上田市真田町長7178番地1

☎ 0268-72-2203 FAX 0268-72-4140

○武石地域自治センター 市民サービス課

上田市下武石742番地

☎ 0268-85-2068 FAX 0268-85-2313

主な福祉サービス一覧表（手帳等級別）

◎・・・該当するもの

○・・・等級的には該当するが、制度適用には他の条件があるもの

△・・・等級的に一部該当するが、制度適用には他の条件があるもの

※各制度、手帳の等級にあわせて別途要件がある場合があります。

しおり内 該当 ページ	制度	手帳の種類 障がい名 等級 所得要件	身体障害者手帳															
			視覚						聴覚				平衡		音声機能			
			1	2	3	4	5	6	2	3	4	6	3	5	3	4		
3	特別障害者手当（家庭介護者慰労金）	○	△	△					△									
	障害児福祉手当（家庭介護者慰労金）	○	○						○									
	特別児童扶養手当（児童年金）	○	○	○					○	○			○		○			
	有料道路割引制度	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	信州パーキングパーミット	×	◎	◎	◎	◎			◎	◎			◎	◎	◎			
	ヘルプマーク	×	周囲の援助や配慮を必要としている方															
	心身障害者扶養共済制度	×	○	○	○				○	○			○		○			
	心身障害児・者タイムケア事業	×	○	○					○									
	タクシー利用助成	○	○	○														
	身体障害者用自動車改造費用助成	○																
	運転免許取得費用助成	○							○	○	○	○	○		○	○		
	障がい者にやさしい住宅改良	○	○	○	○				○	○			○		○			
	じん臓機能障害通院費補助	×																
4	心身障害者歯科治療通院費補助	×	○															
	施設通所・通園費補助	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	訪問理美容サービス	×																
	意思疎通支援事業	×							◎	◎	◎	◎			◎	◎		
5	福祉医療費助成制度	○	○	○	○				○	○			○		○			
	自動車税・自動車取得税の減免	×	○	○	○	○			○	○			○		△			
	市県民税・所得税の控除		別途判断基準があります。詳細は担当課へお問い合わせください。															
	障害基礎年金・障害厚生年金																	
	交通災害共済制度																	
	公営住宅の優先入居申込み ・家賃減免																	
	NHK受信料の免除（全額）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	（半額）	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
6	緊急通報装置の設置の助成	×	○	○					○									
	施設使用料減免		各種サービスの詳細については、利用先へお問い合わせください。															
	交通運賃の割引																	
	携帯電話使用料金割引																	
	電話番号案内料免除																	
	NET118																	
	NET119																	
7 9	介護給付・訓練等給付	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	移動支援事業	○	別途判定基準があります。															
	日中一時支援事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	訪問入浴サービス事業	○	○	○					○									
	児童福祉サービス	○	詳細はお問い合わせください。															
10	自立支援医療（精神通院医療）	○	別途判断基準があります。															
	自立支援医療（更生医療）	○																
	自立支援医療（育成医療）	○																
11	補装具費の一部補助	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
12	日常生活用具費の一部補助	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		

	身体障害者手帳																療育手帳				精神障害者 保健福祉手帳						
	上肢						下肢						体幹				内部				知的障害				精神障害		
	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	1	2	3	5	1	2	3	4	A1	A2	B1	B2	1	2	3
	○						○						○	△			△				△				△		
	○						○						○				○				△				△		
	○	○	○				○	○	○	△			○				△	△	△	△	○	○	○	△			
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	◎	◎					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎		
	○	○	○				○	○	○				○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
	○	○					○	○					○	○			○	○			○	○	○	○	○	○	○
							○	○					○	○							○						
							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
	○	○	○				○	○	○				○	○	○		○	○	○								
																	△	△	△	△							
	○						○						○				○				○	○	○				
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
							○	○					○	○							○						
	○	○	○				○	○	○				○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	
	○	○					○	○	○	△	△	△	○	○	○	△	○	○	○		○	○			○		
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○					○	○					○	○			○	○			○	○			○		
	○	○					○	○					○	○			○	○									
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
																					○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○					○	○					○	○			○	○									
	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△							
	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

障がい福祉制度

各種サービスの概要

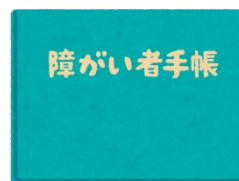
※身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を合わせ、「手帳」と表記します。

制度名	手帳要件等	概要・その他要件等
特別障害者手当	障がい・等級によって 診断書を省略できる 可能性あり	日常生活において常に特別の介護を必要とする方に支給されます。 【要件】20歳以上、在宅（入院・入所非該当）、最重度障害、所得一定額未満 ※制度該当者を介護している方は、介護者慰労金が対象になる場合があります。
障害児福祉手当	障がい・等級によって 診断書を省略できる 可能性あり	日常生活において常に介護を必要とする障がい児に支給されます。 【要件】20歳未満、在宅（入所非該当）、重度障害、保護者所得一定額未満 ※制度該当者を介護している方は、介護者慰労金が対象になる場合があります。
特別児童扶養手当	障がい・等級によって 診断書を省略できる 可能性あり	障がい児を監護している保護者又は養育者に支給されます。 【要件】20歳未満、在宅（入所非該当）、保護者所得一定額未満 ※制度に該当し、障害児福祉手当を受給できない場合は特別児童年金制度が対象になります。
有料道路割引制度	【本人・介護者運転】 身：1種 療：A 【本人運転】 身：2種	料金の50%が割引になります。手帳所持者ひとりにつき、登録した車両1台が割引対象となります。 ※会社名義の車や車種により非該当場合があります。 【手続きに必要なもの】障害者手帳、車検証、運転免許証など
信州パーキング パーミット	身：区分により異なる 療：A 精：1級	公共施設や店舗等に設置されている優先駐車区画をご利用いただくための「利用証」を交付します。
ヘルプマーク		周囲の援助や配慮を必要としている方へ、ヘルプマークをお渡しします。 （18ページ参照）
心身障害者扶養 共済制度	身：1～3級 療：A、B 精：永続性の障がいがある方	障がいのある方を扶養している方が永続的に介護することができなくなった場合（死亡等）に、障がい者へ年金を支給します。
心身障害児・者 タイムケア事業	身：1、2級 療：A、B 精：1～3級	家庭において一時的に介護を受けることができない場合に、登録介護者が一時的に見守りをします。
タクシー利用助成	身：下肢、体幹、視の 区分で1、2級 療：A1	タクシー料金が割引となる回数券を交付します。 配布枚数は、認定月により異なります。 【要件】自動車税の減免を受けていない、所得一定額未満、市税等に滞納がない
身体障害者用自動車 改造費用助成・運転 免許取得費用助成	【改造費】 身：下肢・体幹 【取得費】 身：肢体・聴覚・ 平衡機能（4級 上）・音声機能	自動車改造に必要な費用や自動車運転免許取得に必要な経費の一部を助成します。事前申請が必要です。 改造費：改造にかかった経費の1/2以内。上限10万円。 【要件】18歳以上、市税等に滞納がない、所得一定額未満 取得費：自動車運転免許の取得にかかった経費の2/3以内。上限10万円。 【要件】市税等に滞納がない、所得一定額未満
障がい者にやさしい 住宅改修	身：1～3級	生活の利便を図るために行う居室の整備費を一部補助します。 【要件】65歳未満、所得一定額未満、市税等に滞納がない

じん臓機能障害 通院費補助		透析通院のための交通費を一部補助します。申請時期 9 月・3 月頃。 【要件】在宅、距離片道 2 km 以上（徒歩、自転車は除く）、市税等に滞納がない
心身障害者歯科治療 通院費補助	身：Ⅰ級 療：AⅠ、A2、BⅠ	重度心身障害者歯科医療のための交通費を一部補助します。申請時期 9 月・3 月頃。 【要件】在宅、自力通院不可能、市税等に滞納がない
施設通所・ 通園費補助		① 施設に通所、通園している方に交通費の一部補助をします。 申請時期 9 月・3 月頃。 【要件】在宅、距離片道 2 km 以上（徒歩、自転車は除く）、市税等に滞納がない ② 次の施設に入所している児童の保護者が、帰省または面会のために利用する 有料道路の交通費を一部補助します。申請時期 9 月・3 月頃。 （稲荷山医療福祉センター、信濃医療福祉センター） 【要件】市税等に滞納がない
訪問理美容サービス	身：下肢・体幹Ⅰ、Ⅱ級 療：AⅠ	自宅で理美容を受ける際の理美容師の出張料金を年 6 回分まで助成します。 【要件】理髪店または美容院へ行くことが困難な方
意思疎通支援事業		手話通訳者または要約筆記者の派遣を行います。 【要件】聴覚・言語機能音声機能障がいの方

上記の制度の窓口・お問い合わせ先

上田市役所 障がい者支援課 ☎23-5158
 丸子地域自治センター市民サービス課 ☎42-1118
 真田地域自治センター市民サービス課 ☎72-2203
 武石地域自治センター市民サービス課 ☎85-2068



※上田市の市外局番は、0268 です。

手話でひとこと



こんにちは



こんにちは



おはよう



あいさつ



ありがとう



頑張って



すみません



大丈夫?



わかりません



わかりました



何?



お疲れさま

以下のサービスについては、各担当窓口にご相談ください。

制度名	手帳要件等	概要	窓口・問合せ先
福祉医療費 助成制度	身：Ⅰ～Ⅲ級 療：A、B 精：Ⅰ、Ⅱ級 ※所得要件あり	医療費の自己負担分（医療保険適用分のみ）が 給付されます。 【手続に必要なもの】健康保険証、 振込先が分かるもの	福祉課 医療給付係 ☎23-5130 丸子 ☎42-1118 真田 ☎72-2203 武石 ☎85-2068
自動車税 自動車取得税の 減免	手帳所持者 ※等級要件あり ※使用要件あり ※所有要件あり	障がいのある方が運転する場合、障がいのある方と 同一生計である家族が運転する場合等に、障がいのある 方ひとりにつき自動車1台に限り減免されます。 ※自動車の名義等各種要件があります。	軽自動車：税務課諸税係 ☎23-5169 普通自動車： 東信県税事務所上田事務所 ☎25-7117
市県民税・ 所得税の控除	【障害者控除】 手帳所持者 【特別障害者控除】 身：Ⅰ、Ⅱ級 療：A 精：Ⅰ級	本人、控除対象配偶者または扶養親族に障がいがある 場合、納税者の実情に応じた税負担とするために控除を 受けられる場合があります。 ※税金の申告や年末調整の際に、手帳を持参し所定の 用紙に記入します。特別児童扶養手当受給世帯が控除 対象になる場合があります。	税務課 市民税係 ☎23-5115 上田税務署 ☎22-1234 給与所得者は勤務先の 給与担当者
各種税金の控除	手帳所持者 ※等級要件あり	利子等の非課税 相続税 贈与税	各金融機関 上田税務署 信託銀行等
障害基礎年金 障害厚生年金	各種要件あり	20歳の誕生日から65歳までの各種要件を満たす方が 受給できる制度です。詳細は初診日に加入していた年金 の窓口にお問い合わせください。 (20歳未満に初診日がある方は国民年金窓口へ)	国民年金：国保年金課 ☎21-0052 厚生年金：小諸年金事務所 ☎0267-22-1080 街角の年金相談センター 上田 ☎25-4425
交通災害共済制度	身：Ⅰ～Ⅲ級 療精：手帳所持者	手帳を所持している方が国内で万一交通事故にあった 場合見舞金が支払われます。手帳を所持した年度で制度 に加入していない場合は手続きが必要ですが、翌年度か らは自動加入となりますので申し込みは不要です。	市民参加・協働推進課 ☎22-4140
公営住宅の 優先入居申込み・ 家賃減免	手帳所持者 ※等級要件あり	資格を満たしている方は、市営住宅、県営住宅の募集 優先枠に申し込むことができます（入居を保障するもの ではありません）。入居者全員の所得に応じて家賃を 減免できる場合があります。	長野県住宅供給公社上田管 理センター ☎29-7010
NHK受信料の 免除	手帳所持者 ※要件あり	【全額免除】手帳を所持している方と一緒に住んでいる 方全員が市民税非課税の場合 【半額免除】次の手帳を所持している方が世帯主で受信 契約者の場合 ① 視覚、聴覚の身体障害者手帳 ② 身体障害者手帳Ⅰ級またはⅡ級 ③ 療育手帳 AⅠ または AⅡ ④ 精神障害者保健福祉手帳Ⅰ級	受信料について NHK ふれあいセンター ☎0570-077-077 または ☎050-3786-5003 手続について 障がい者支援課 ☎23-5158

制度名	手帳要件等	概要	窓口・問合せ先
緊急通報装置 の設置の助成	身：1、2級	一人暮らしで重度の身体障がいのある方に対し、安心して生活ができるよう緊急通報装置の設置を助成します。 【手続に必要なもの】口座番号が分かるもの、 銀行届出印	高齢者介護課 ☎23-5131 丸子 ☎42-0092 真田 ☎72-4700 武石 ☎85-2119

以下の制度については、各利用先へお問い合わせください。

制度名	要件等	概要
施設使用料の減免	手帳所持者 ※要件あり	手帳を所持している方は、各種公共・民営施設（美術館・映画館・入浴施設・テーマパークなど）の利用料金が割引になります。市内に限らず、障がい者割引を実施している施設等が多くあります。詳しくは各施設へお問い合わせください。
交通運賃の割引	手帳所持者 ※要件あり	鉄道、バス、タクシー、航空機等の交通運賃の割引があります。 手帳の種類や区分、会社ごとに割引の可否、割引率が変わります。 詳しくは、各交通会社へお問い合わせください。
携帯電話 使用料金割引	手帳所持者 ※要件あり	携帯電話各社で割引サービス等を行っています。 詳しくはお使いの携帯電話各社へお問い合わせください。
電話番号案内料 免除	手帳所持者 ※要件あり	電話番号案内料が無料となります。ご利用には事前の登録が必要です。
NET118		スマートフォンなどを使用した入力操作により海上保安庁への緊急時の通報が可能です。ご利用には事前の登録が必要です。
NET119		スマートフォンなどを使用した入力操作により緊急時の119番通報が可能です。ご利用には事前の登録が必要です。

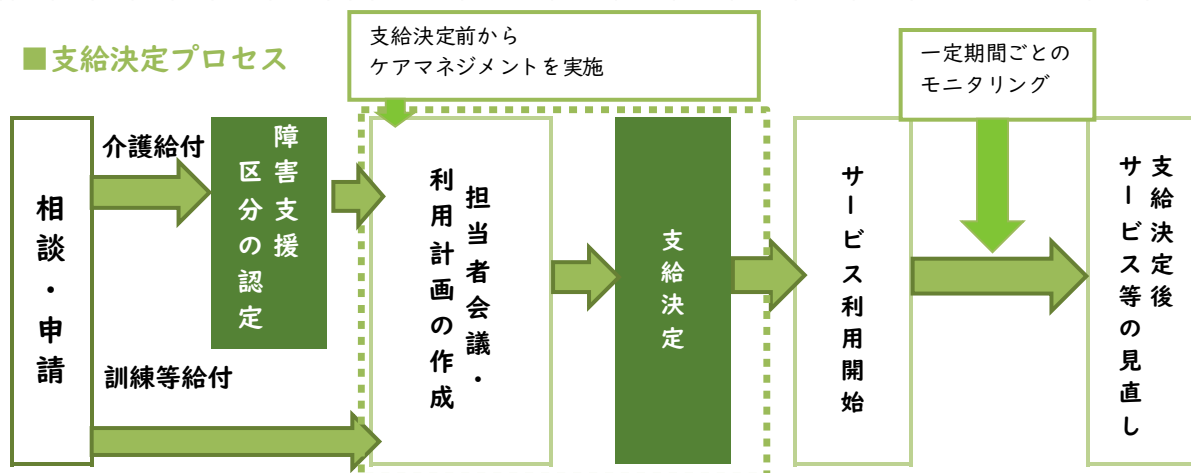
手話でゆびもじ

わ	ら	や	ま	は	な	た	さ	か	あ
を	り		み	ひ	に	ち	し	き	い
ん	る	ゆ	む	ふ	ぬ	っ	す	く	う
	れ		め	へ	ね	て	せ	け	え
ろ	よ	も	ほ	の	と	そ	こ	お	

障がい福祉サービスの紹介

障がい者向けサービスの概要

○利用手続きについて、申請から利用開始までは下の図のように進みます。



※以下のサービスについては、障がい者支援課、各地域自治センター市民サービス課までご相談ください。

介護給付	訪問系	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴、排せつ等身体介護や調理、洗濯、掃除などの家事支援をします。
		重度訪問介護	重い障がいがあり常に介護を必要とする方に、自宅での入浴、排せつ、食事等の介護、外出する時の移動の支援等を総合的に提供します。
		重度障害者等包括支援	介護の必要性が特に高いと認められる方に、居宅介護など複数のサービスを組み合わせて 24 時間体制で提供します。
		同行援護	視覚障がいによりひとりでの移動が難しい方のために、外出するときに同行して、外出先での代筆や代読などの支援をします。
		行動援護	知的障がいや精神障がいによりひとりでの行動が難しい方のために、危険を避けるために必要な行動の手助けや、外出時の移動を支援します。
		短期入所（ショートステイ）	介護をしている家族に心身の休息が必要になった時などに、障がいのある方に短い期間、施設での宿泊や入所中に入浴、食事等の支援をします。
	日中活動系	生活介護	常に介護が必要な方に主に昼間、施設での入浴、排せつ、食事などの介護、また創作活動などの機会などを提供します。
		療養介護	医療と常時の介護を必要とする方に、昼間、医療機関や施設で機能訓練や療養上の管理・看護・日常生活上の支援をします。
	居住系	施設入所支援	自宅での生活が難しく施設に入所している方に、主に夜間や休日に、入浴、排せつ、食事等の介護などを行います。
訓練等給付	日中活動系	自立訓練（生活訓練・機能訓練）	障がいを抱える方が、自立した日常生活や社会生活を送れるよう一定期間、身体機能や生活能力を向上させるために必要な訓練を行います。
		就労移行支援	一般企業等で働くことを希望する 65 歳未満の方に一定期間、必要となる知識や能力を向上させるための訓練を行います。

訓練等給付		就労継続支援（A型・B型）	一般企業等で働くことが難しい方に、支援を受けながら働く場所を提供し、必要となる知識や能力を向上させるための訓練を行います。 雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
		就労定着支援	一般就労へ移行した障がいのある方が、就労に伴う環境の変化による生活面での課題に対応できるよう、企業や自宅に訪問するなどして必要な支援を行います。
		自立生活援助	施設を利用し生活していた方がひとり暮らしを始めたときに、生活や健康、近所付き合いで困っていないか、訪問し必要な助言などの支援を行います。
		宿泊型自立訓練	知的障がいや精神障がいがある方に、居室や設備等を提供し、一定期間家事などの生活能力向上のために必要な訓練を行います。
相談支援給付	居住系	共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住居で、夜間や休日、相談や日常生活上の援助を行います。介護サービス包括型、外部サービス利用型及び日中サービス支援型があります。
		計画相談支援	サービス等利用計画案等の作成や、支給決定されたサービス等の利用状況の検証など、サービス利用に係る調整全般を行います。
		地域移行支援	施設に入所、又は長期間精神科に入院している方の住居確保や、地域移行のため活動に関する相談、サービス事業所への同行支援などを行います。
		地域定着支援	障がいのある方の単身生活や、同居している家族等が病気等である場合に、24時間体制の連絡体制を確保し、緊急時に必要な支援を行います。

【利用者負担等について】

利用したサービス費用の1割の定率負担と、施設での食費や光熱水費などの実費負担が原則です。ただし、所得に応じて利用者負担上限月額が設定されるほか、各種の負担軽減措置があります。相談支援給付の利用者負担はありません。

世帯の範囲は「本人と配偶者」とし、世帯の収入額により下の表のとおり利用者負担上限月額が設定されます。

区分	世帯の収入状況	利用者負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯（所得割額16万円未満）	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

※入所施設利用者（20歳以上）及びグループホーム利用者が市民税課税世帯の場合は一般2となります。



【利用計画が不要のサービス】

地域生活支援事業	地域活動支援	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある方に対して外出の支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。
		日中一時支援事業	一時的に障がいのある方の日中活動の場を確保・見守り等の支援を行い、日常的に介護している家族の負担を軽減します。送迎や食事提供も、個々の状況に応じて実施します。
		訪問入浴サービス事業	在宅で重度身体障がいのある方の身体の清潔保持、心身機能の維持等を図るため、自宅の浴槽での入浴が困難な方、自宅に浴槽が無い方などに、居宅を訪問し入浴車にて浴槽を提供します。
		地域活動支援センター	障がいのある方が通所し、創作活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を行う施設です。

※ 利用者負担額は、世帯の収入状況によって異なります。

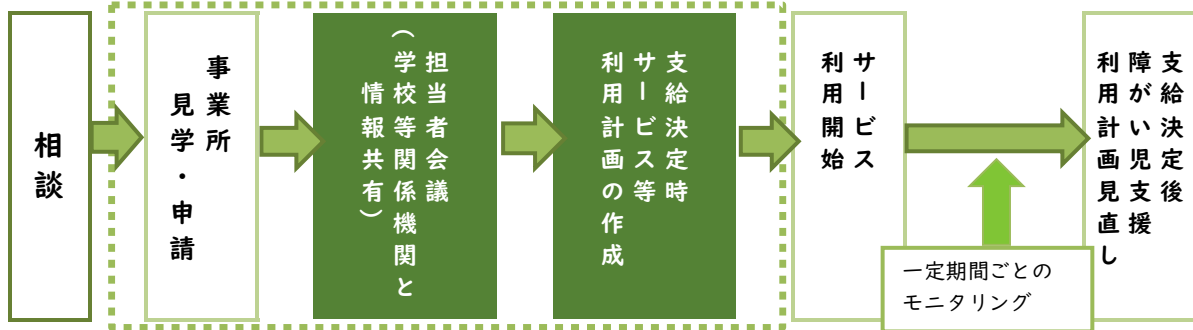
児童向けサービスの概要

児童福祉サービスは、お子様自身が「力」をつけるために効果的な支援となるように計画的に実施することを目的としています。



力とは、自分で伝えたいことを伝えられる、友達と関係が築ける、安定していられるなど生活に必要な動作を、自分でできるようにすることを想定しています。

■支給決定プロセス



障がい児通所・入所給付	通所系	児童発達支援	障がいのある未就学児を対象にして、日常生活に必要な動作や知識を指導したり、集団生活に必要な適応訓練を行ったりします。 上肢・下肢、又は体幹に障がいのある児童に対して必要とされる治療を行うものもあります。
		居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等で通所での支援の利用が困難な障がいのある児童に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。
		放課後等デイサービス	就学中の障がいのある児童を対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や、地域社会との交流促進などを行います。
		保育所等訪問支援	保育所などに通う障がいのある児童を対象にして、施設を支援員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
	入所系	福祉型・医療型障害児入所支援	障がいのある児童を施設に入所させて保護し、日常生活の指導や自立に必要な知識や技能を身につけるための支援をします。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに合わせて治療を行う「医療型」があります。
相談支援給付	相談支援	障害児相談支援	サービス等利用計画案等の作成や、支給決定されたサービス等の利用状況の検証など、サービス利用に係る調整全般を行います。

【利用者負担等について】

利用したサービス費用の1割の定率負担と、施設での食費や光熱水費などの実費負担が原則です。ただし、収入に応じて下の表のとおり利用者負担上限月額が設定されるほか、各種の負担軽減措置があります。相談支援給付の利用者負担はありません。



真田幸丸

区分	世帯の収入状況	利用者負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯（所得割28万円未満）	4,600円
一般2	上記以外	37,200円

※就学前障がい児の児童発達支援無償化に伴い、負担金額が上記の金額と異なるご家庭があります。

（未就学児の場合は、児童発達支援無償化の対象になりません。）

自立支援医療の紹介

自立支援医療とは

心身の障がいを取り除いたり軽くしたりするために、自立支援医療等の指定された医療機関で、必要な医療を給付します。医療については次の3つに分けられます。

精神通院医療	統合失調症などの精神障がいや、それを原因とする病気について、継続的に通院して治療を受ける必要がある方のための医療
更生医療	身体障害者手帳の交付を受けた方で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により日常生活などの能力を高めるための医療（18歳以上）
育成医療	身体に障がいがある児童の障がいを除去・軽減する手術等の治療により日常生活などの能力を高めるための医療（18歳未満）

【利用者負担等について】

原則1割負担の利用者負担があります。同じ健康保険に加入している方を「世帯」とし、「世帯」の住民税課税状況、本人の収入額により下の表のとおり利用者負担上限月額が設定されます。食費については支給対象になりません。

階 層 区 分		利用者負担上限月額	
		一般	重度かつ継続
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円
「世帯」の当該年度の 市民税が非課税	本人の収入が80万円以下の場合	2,500円	2,500円
	本人の収入が80万円を超える場合	5,000円	5,000円
「世帯」の当該年度の 市民税が課税	市民税の所得割額が3万3千円未満の場合	医療保険の	5,000円
	市民税の所得割額が3万3千円以上23万5千円未満の場合	高額療養費	10,000円
	市民税の所得割額が23万5千円以上の場合	対象外	20,000円

※「重度かつ継続」とは ①疾病、症状等から対象となる方 ②疾病等に関わらず高額な費用負担が継続することから対象になる方があります。

福祉医療費助成制度について（担当課：福祉課 ☎23-5130）

福祉医療費助成制度では、病気やけがなどによる受診や、処方箋による投薬を受けた時の自己負担金（医療保険適用分のみ）を助成する制度です。

県内の医療機関（病院・薬局など）の窓口で、「福祉医療費受給者証」を提示するだけで、助成を受けることができます。整骨・接骨・鍼灸院への受診、県外受診の場合は、支給申請をしてください。

※他の制度により給付されるものは除かれます。



真田幸丸

対象者

身体障害者手帳 1・2・3級、療育手帳、
精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している方
特別児童扶養手当1級該当の児童
65歳以上で国民年金法施行令別表該当者
※18歳以上の方は所得制限あり。上記の他に対象区分あり。

まずは、福祉課窓口で福祉医療受給者証交付申請を行ってください。詳細は福祉課までお問い合わせください。

補装具と日常生活用具の紹介

補装具費・日常生活用具費の一部補助

補装具の購入・修理・貸与、日常生活用具の購入を一部補助します。ただし購入前に申請手続きが必要です。

障がい者支援課、各地域自治センター市民サービス課までご相談ください。

※ 介護保険受給者は、介護保険が優先となるため、まずは高齢者介護課へお問い合わせください。

【補装具の種類】

種類	主な対象者・対象障害（手帳要件）	品目
義肢	四肢の一部を欠損した方	義手・義足
装具	上肢・下肢の機能障がい	上肢装具、下肢装具、靴型装具、体幹装具
座位保持装置	体幹機能障がい・下肢機能障がい	
視覚障害者安全つえ	視覚障がい者	白杖
眼鏡・義眼	視覚障がい者	矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡
補聴器	聴覚障がい者	ポケット型、耳かけ型、耳あな型、骨導式ポケット型、骨導式眼鏡型
車椅子 電動車椅子	下肢機能障がい（原則２級以上）・平衡機能障がい ・心臓機能障がい・呼吸器機能障がい ・体幹機能障がい（原則３級以上）	オーダーメイド車椅子 既製品車椅子
歩行補助杖 歩行器	下肢機能障がい・体幹機能障がい・平衡機能障がい	松葉杖、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、多点杖、プラットホーム杖
座位保持椅子	障がい児のみ	
起立保持具	障がい児のみ	
頭部保持具	障がい児のみ	
排便補助具	障がい児のみ	
重度障害者用 意思伝達装置	両上下肢機能障がい及び音声・言語機能障がい、 難病患者については、音声・言語機能障がい及び神経・筋疾患	

※補装具の種目によって、補助上限額があります。

※補装具の種目によって、申請に必要な書類は異なります。

※医療目的・治療目的の補装具は対象外となります。

【利用者負担等について】

原則 Ⅰ 割負担となりますが、収入に応じて下の表のとおり利用者負担上限月額が設定されます。



真田パパ丸

区分	世帯の収入状況	利用者負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得Ⅰ	市民税非課税世帯	0 円
一般	市民税課税世帯	37,200 円

※本人が 18 歳以上であって、世帯の中に市民税所得割額が 46 万円以上の方がいる場合は、補助の対象となりません。

※世帯の範囲は、18 歳以上は「本人と配偶者」、18 歳未満は「保護者の属する住民票上の世帯」です。



【日常生活用具の種類】

種類	対象者例	品目
排泄管理支援用具	膀胱・直腸機能障がい者、ストマ造設者	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器
在宅療養等支援用具	呼吸器機能障がい者	吸入器、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、パルスオキシメーター
	腎臓機能障がい者	透析液加温器
	視覚障がい者	視覚障がい者用体温計、視覚障がい者用体重計、視覚障がい者用血圧計、電磁調理器
情報・意思疎通支援用具	音声機能障がい者	埋込型人工鼻、人口喉頭、携帯用会話補助装置
	視覚障がい者	視覚障がい者用ポータブルレコーダー、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、活字文書読上げ装置、拡大読書器、視覚障がい者用時計、点字図書、視覚障がい者用パソコン周辺機器
	聴覚障がい者	通信装置、情報受信装置、人工内耳対外部装置、人工内耳用イヤモールド
	上肢機能障がい者	上肢障がい者用パソコン周辺機器
介護・訓練支援用具	下肢機能障がい者 体幹機能障がい者	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練椅子（障がい児のみ）、訓練用ベット（障がい児のみ）
自立生活支援用具	下肢機能障がい者 体幹機能障がい者 平衡機能障がい者	入浴補助用具、便器、Ｔ字状・棒状杖、歩行支援用具、特殊便器、頭部保護帽
	聴覚障がい者	聴覚障がい者用屋内信号装置
	視覚障がい者	歩行時間延長信号機用小型送信機
	火災発生の感知・避難が著しく困難な方	火災警報器、自動消火器
	重度の肢体不自由者	座位保持用椅子、移動介助用椅子、排便補助機、走行器、頭部保持器、立位保持用机、食器固定装置、特殊食器、介助用被服類、簡易訓練用器具類、簡易自助用具類
居宅生活動作補助用具		居宅生活動作補助用具、住宅改修

※日用生活用具の種類によって、等級などの別途要件があります。

※障害者総合支援法の対象となる難病患者の方が利用できる日常生活用具の種類がありますので、ご相談ください。

【利用者負担等について】

原則 Ⅰ 割負担となりますが、収入に応じて下の表のとおり利用者負担上限月額が設定されます。



真田幸丸

区分	世帯の収入状況	利用者負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得 Ⅰ	市民税非課税世帯	7,500 円
一般	市民税課税世帯	18,600 円

※世帯の中に市民税所得割額が 46 万円以上の方がいる場合は、公費負担の対象となりません。

※世帯の範囲は、18 歳以上は「本人と配偶者」、18 歳未満は「保護者の属する住民票上の世帯」です。

※ストマ用装具、洗腸用具、紙おむつ及び埋込型人工鼻の利用者負担については、負担割合が異なります。

令和2年7月1日制定・施行

☆うえだ手話言語・情報コミュニケーション条例☆

上田市では「上田市手話言語の普及及び視聴覚障害者等の意思疎通手段等の利用促進に関する条例」

(通称：うえだ手話言語・情報コミュニケーション条例) が令和2年7月1日に公布・施行されました。



条例制定の目的・背景

1. 手話言語を普及していく
2. 障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段が日常生活で当たり前のように利用される環境を整備する

この2点を推進することで、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的として、この条例は作られました。

条例の基本理念

- (1) 自発的意思を尊重します。
- (2) 手話は、独自の体系を有する言語であって、文化的所産として大切にします。
- (3) コミュニケーション手段を選択する機会を確保・拡大します。
- (4) 支え手と受け手といった関係を超えて主体的に「我が事」として、分野を超えて複合的に「丸ごと」取り組みます。

手話言語とは？

「手話言語」とは、音声ではなく、手、指及び体の動き並びに顔の表情を組み合わせる表現される独自の語彙と文法体系を持つ視覚的な言語です。



情報コミュニケーションとは？

条例の中では「意思疎通手段等」と表現していますが、意思を表示したり、他人との意思疎通を図ったり、情報を取得したり、情報を利用したりするための手段を指します。

情報コミュニケーションで不便を感じるのとは次のような場面です。

(例)	視覚に障がいがある人など (見えない・見づらい)	聴覚に障がいがある人など (聞こえない・聞こえづらい)
不利・不便を感じる こと (例)	○印刷された文書による情報提供 ・自治会の回覧板やお知らせ ○点字ブロック上に置かれた物 ○署名や印鑑による意思表示	○車内・店内でのアナウンス ○予約・注文が電話受付のみ ○音声による緊急方法 ○字幕や手話通訳のないテレビ放送

手話言語などのコミュニケーション手段を積極的に活用する以外にも、工夫・配慮が必要なことはいろいろあります。

市の責務は？

- 手話言語の普及や情報コミュニケーション施策を推進すること
- 合理的配慮を提供すること
- 情報アクセシビリティの向上に努めること



市民に求められることは？

- 基本理念に対する理解を深めること
- 市の施策に協力すること
- 外見から判別できない障がいもあることを認識した上で、情報コミュニケーションが円滑になるよう配慮すること

「ありがとう」の手話
(手刀を軽く上に振る)

【こんな配慮や工夫があります】

- ・駅やバス停、ショッピングセンターや電車内などで、必要な情報が届いていないと思われる人に気づいたら、声をかけたり、必要であれば状況を説明する。
- ・大勢の人が集まる集会や行事などは、情報が届きづらい人がいる事も考慮して対応する。
- ・手話通訳や要約筆記が行いやすいように、ゆっくりとわかりやすく話をする。
- ・あいさつ文は事前に原稿を配ったり、プロジェクターで投影する。
- ・点字ブロック上に自転車などの物を置いたり、点字ブロック上で立ち話をしない。
- ・白杖を持った人（視覚障がいのある方）が音の出ない信号機の横断歩道で待っていたら、渡ってよいタイミングを教えてあげる。
- ・災害時に、避難情報が届かない可能性のある障がいのある人に情報を伝える。

虐待を受けたと思われる
障がい者を発見した人は、
通報が義務付けられています。

虐待を受けた障がいのある方が自分で
通報窓口へ届け出ることもできます。

障がい者虐待の疑いがある場合は、

上田市障がい者虐待防止センター

または、上小圏域障害者総合支援セン
ターにご相談ください。



障がい者への虐待を防ぎましょう

障がい者虐待の例

身体的虐待

なぐる、ける、不適切な身体拘束

性的虐待

性的行為を強要する、裸にする
本人の前でわいせつな言葉を発する

心理的虐待

どなる、ののしる、無視する
侮辱する言葉をあびせる

放棄・放任

食事等を十分にあたえない
排泄介助をしない
医療機関を受診させない

経済的虐待

年金や賃金を渡さない
本人の同意なしに預貯金を運用する

障がい者虐待についての相談、通報先は

障がい者虐待防止センター

障がい者支援課	☎23-5158
丸子市民サービス課	☎42-1118
真田市民サービス課	☎72-2203
武石市民サービス課	☎85-2068

上小圏域障害者総合支援センター

住所：上田市中心三丁目5番1号
☎28-5522

成年後見制度 は、判断能力が十分でない方の生活を
後見人等が法的に保護し、支援する制度です

どんなことをしてもらえますか？

必要な契約や手続きが
思うようにできない・・・

〔後見人等ができること〕
契約や手続きをサポートすること
や、本人に代わって行うことができます。

自分で行った契約は、
本当に正しかったら
うか・・・
良くない契約だったら
どうしよう

〔後見人等ができること〕
必要のない不利益な契約等は取り消す
ことができます。



〔法定後見〕 判断能力に不安がある方へ

常に判断能力に不安がある方が対象です。支援者は裁判所が決めます。

本人の判断能力の程度によって、「補助」「保佐」「後見」の類型から支援者を選任します。

① 補助

(判断能力が不十分な方)

支援者＝補助人

② 保佐

(判断能力が著しく
不十分な方)

支援者＝保佐人

③ 後見

(判断能力が
ほとんどない方)

支援者＝後見人

〔任意後見〕 将来に備える方へ

今は判断能力に不安等ない方が対象です。

判断能力があるうちに、将来に備えて任意後見人を自身で選んでおくことができます。

お気軽にご相談ください

上田市役所

障がい者支援課 ☎23-5158

高齢者介護課 ☎23-5140

上小圏域成年後見支援センター

住所：上田市中心三丁目5番1号

☎27-2091

障がい福祉に関する相談窓口

【市役所の相談窓口】 上田市役所 22-4100（代表）

内容	機関名	電話番号	FAX 番号
障がい者手帳に関する事	障がい者支援課	23-5158	24-9423
障がい福祉サービスに関する事	丸子市民サービス課	42-1118	42-1121
障がいのある方の各種手当に関する事	真田市民サービス課	72-2203	72-4140
障がい者虐待、障がい者差別に関する事 等	武石市民サービス課	85-2068	85-2313
福祉医療に関する事	福祉課	23-5130	24-9423
生活支援（生活保護）に関する事		23-5372	
介護保険に関する事	高齢者介護課	23-6246	29-4466
高齢者福祉に関する事		23-5140	
障害基礎年金に関する事	国保年金課	21-0052	22-4136
軽自動車税の減免に関する事	税務課	23-5169	22-4136
市県民税（住民税）の控除に関する事		23-5115	
子どもの発達に関する事	発達相談センター	24-7801	26-6171
子どもの学校生活への悩みに関する事	教育相談所	27-0241	27-0253
就学相談に関する事	学校教育課	23-5101	23-3745
点字図書・デジタル図書の受け入れ・貸出	点字図書館	22-1975	22-1971
盲導犬の貸与 等			

【関係機関等の相談窓口】

内容	機関名	電話番号	FAX 番号
障がいのある児・者の生活や就業などに関する 総合相談窓口	上小圏域 障害者総合支援センター	28-5522	28-5520
日常生活自立支援事業、ボランティア、生活福祉資金、 福祉全般に関する事	上田市社会福祉協議会	27-2025	27-2500
	丸子地区センター	42-0033	42-0034
	真田地区センター	72-2998	71-5740
	武石地区センター	85-2466	85-2471
成年後見制度（財産管理や身上監護）に関する事	上小圏域 成年後見支援センター	27-2091	27-2500
精神障がい、難病の保健、医療等に関する事	上田保健福祉事務所	23-1260	23-1973
社会保険、厚生年金に関する事	小諸年金事務所	0267-22-1080	0267-23-9311
障がい者雇用に関する事 職業訓練に関する事	ハローワーク上田 （上田公共職業安定所）	23-8609	23-9529
	SHAKE（シェイク）	27-2039	27-4623

ヘルプマークを知っていますか？

援助が必要な方のためのマークです

外見からはわからなくても援助が必要な方がいます。

マークを見かけたら、**電車内で席をゆずる、**

困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。

○ 義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている市内在住の方が対象です。



配布を希望される方は、下記配布場所へお問い合わせください。

障がい者支援課、丸子・真田・武石各地域自治センター市民サービス課

ヘルプマークとヘルプカード

ヘルプカードをご利用ください

障がいのある方などが、災害時や日常生活の中で困ったとき、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるための**名刺サイズのカード**です。

【使用方法】

障がい名や緊急連絡先、お願いしたいことなどをあらかじめ記入し携帯することで、手助けが欲しいとき等に、支援してくれる方とのコミュニケーションのきっかけになります。

「きりとりせん」に沿って、**カードを切り離してご利用ください。**



〔きりとりせん〕

		年 月 日 記入	
		(ふりがな)	(男・女)
氏 名		住 所	
連絡先		e-mail	
生年月日		血液型	
年 月 日		型 (Rh + -)	
【医療などの情報】			
障がい名 (病 名)		医療機関名：	
医療機関 (かかりつけ)		電話番号：	
		担当医：	
緊急連絡先		名前 ()	
		電話番号：	
【お願いしたいこと】			

上田市

障がい福祉制度のしおり



真田パパ丸

令和6年12月発行